

令和5年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年6月22日（木）9時30分～11時35分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者 6人）
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和5年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和5年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

(1) 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様からただいまの御説明について御意見、御質問等をお願いしたいと思いますけれども、本日御欠席の田中伸治委員より、特に交通に係る事項について御意見をいただいているということですので、まずそちらについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局から、田中伸治委員の御意見を紹介させていただきます。補足資料11に関しましては、「これでよろしいかと思っております」ということのでございました。また、補足資料12に関しまして、読み上げさせていただきます。

「回転率の定義、計算方法に疑問がありますが、1日のうちの滞在者数が最大となる時間帯に必要な駐車台数を、収容台数として確保するという方針については了解いたしました。ただし収容台数が十分であっても、単位時間あたりに入場、退場できる数（流率）には上限がありますので、過去のイベント時の実績を参考に時間帯別の入場、退場台数を推定し、これらが最大となる時間帯において、駐車場出入口での滞留が発生しないかを予測評価することが重要と考えます」という御意見をいただいております。

【奥会長】 御紹介ありがとうございました。では、ただいまの田中伸治委員からの御指摘について、事業者の方から御回答はございますか。

【事業者】 はい、ありがとうございます。回転率のところはもう少し整理しながらということになると思っておりますし、時間別のピークといったところも、準備書の中でしっかり整理してお見せしたいというふうに考えております。

それから出口のところで滞留しないかについてもですね、しっかり我々の方で整理したものをお見せしたいと、これは準備書でお見せした

いというふうに考えております。

【奥会長】 今の点に関連してでしょうか、片谷委員。手を挙げていらっしゃるけれども、

【片谷委員】 はい、まさに今の件です。

【奥会長】 お願いいたします。

【片谷委員】 田中伸治委員の御指摘とほとんど共通するのですけれども、回転率という数字が2回転ということになっていきますけれども、私もやはりその根拠はもう少し明確にさせていただきたいと思っています。特に過去の3回の事例を参考にとということですが、その3回の事例とこの今回のイベントがどの程度共通性を持っているのかによって、かなり回転率が変わってくると思います。過去の3回を根拠にとということであるならば、共通性、どの程度類似しているものなのかということも明確にさせていただきたいと思っています。そういうことを申し上げるのは、私の担当分野が大气なのですけれども、やはり渋滞は大气汚染に繋がりますので、それを最大限防ぐというのが必要な環境配慮だと思いますので、その辺りの数字の根拠をもう少し明確にさせていただきたいというのが希望です。準備書段階になるのかもしれませんが、より詳しい説明をしていただきたいというのが希望です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。菊本副会長もこの件についてでしょうか。

【菊本委員】 はい、同じ内容です。前回指摘させていただきましたけれども、御説明いただきありがとうございます。私から3つありまして、1つ目は回転率で、過去の実績をお調べいただいたのは非常に良かったと思います。ただ、過去の実績で回転率 1.4~2.3 という値が示されていて、普通はこういう値に対して一番厳しい値を想定して、まず設計を行うということになると思うのです。その場合ですと、回転率は 1.4 と設定すべきだというふうに思います。それがやはり 2.0 で良いという場合にはですね、1.4 という値が求められたその事例との違いを確認していただく必要があろうと思います。妥当な理由が示されなければ、一番厳しい値の 1.4 と設定していただきたいと思っています。

2つ目は、今指摘させていただいたことにも関連しますけれども、過去の事例が片谷委員からの御発言にもありましたけれど、例えば都市の規模とか、関東圏で開催された博覧会、それと開催年、それによってやはり状況が違うと思いますので、そのあたりの違いについても整理していただきたいというふうに思います。

3つ目、これが最後ですけれども、パークアンドライドについて、確保できる面積であるとか、駐車台数、どのあたりの位置に確保できるのか、これが計画段階でなかなか今お示しいただくのは難しいかもしれませんが、それをできるだけ早く、具体的にお示しいただきたいと思っています。これがまた必要な駐車台数にも関わるとしますので、是非よろしくお願いします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、今お二方から御意見ありましたけれども、事業者の方、御回答いただけますでしょうか。

【事業者】 はい、ありがとうございます。まとめてという形で御回答させていただきます。

今回こういったものの根拠というのを、今検討している段階でお示しできるものを整理してお示したということです。我々も過去の事例というのをしっかり調べなければいけないと、それに根拠を持つということは非常に大切なアプローチかなと思っているのですが、なにせですね、国際園芸博覧会が日本で行われたのは3回しかないということです。他にもいろいろな事例を検証しているのですが、オリンピックとも違いますし、万博とも違うと。そういった中で、何が参考になるのかというのはもう少し検証したり、あるいは整理する必要はあるかと思えます。回転率というのはなかなか根拠になるような事例が難しいところではあるのですが、我々としてはピーク時の1万4,000台をどのようにさばっていくのか、一番周辺への影響を軽減できるようなそういった手法を検討していかなければいけないというのを常に念頭に置いて、調整しているということでもあります。ですので、パークアンドライドをしっかりと確保するということや、それから公共交通の方にうまく誘導する方法、そういったところも併せて整理していきたいと、準備書の方で整理していきたいというふうに思っています。完全に駐車場を予約制にするですとか、過去のいろいろな事例なども参考になるものもあると思えます。そういうものを整理しながら、お示ししていく必要があるかなと思っています。

それから、過去の事例の状況の整理ということですが、それは今の話にも通ずるところだと思います。なかなかオリンピック・パラリンピックや万博とも違いますし、大規模な小売店舗の状況とも違いますので、どう整理したらいいのかというのはやや難しいと思えますけれども、今の整理に加えて何らかのことはお示しできればというふうに思っています。今のが2点目です。

3点目のパークアンドライドについては、今、青葉インター周辺というのを1箇所お示ししていますけれども、その辺の詳細や、それから新たな場所についてもできるだけ早くですね、調整し、準備書ではしっかりお見せできる場所はお見せしていきたいというふうに考えているところがございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。片谷委員、菊本副会長、現時点では今のようなお答えになりますけれども、よろしいでしょうか。

【片谷委員】 片谷です。今、御回答いただいた趣旨は理解できます。ただ今の段階で説明していただいている内容だけだと、やはり根拠として確実性がやや足りないという、田中伸治委員もおそらくそういう趣旨だったと思うのですが、私もそのように感じるので、準備書までの間により定量的な説明ができるようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

【菊本委員】 はい、私からも同じような考えです。過去のデータを調査していただいて、それで可能なデータを示していただいたことは非常に良かったと思えますし、評価できます。ただ、(回転率の)2回という設定が、過去の事例を確認した結果が1.4~2.3であったのに、それが全く変わらないというのはやはり結果ありきという形で、調査した結果が反映されていないということを感じます。厳しい意見を言うようではありますが、過去の

事例を調査したときに想定と違う値であれば、それに対して妥当な考えを示していただきたい、それが私の意見です。以上です。

【奥会長】 それでは今の御指摘を踏まえて、準備書の中でしっかりと根拠、そしてできるだけ定量的な値、そちらもお示しいただくようお願いいたします。併せて、前回申し上げたことですが、運営方法等の工夫の中に入りますけれども、パークアンドライドの方にいかに誘導し、直接会場に来てしまう車両の台数を減らすかというところですね。その誘導策についても、準備書段階ではパークアンドライドの場所をどこにするのかということも含めて、しっかりとお示しいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

交通の補足資料 11、12 に関しまして、他の皆様、御意見等ございますか。では、補足資料 11 で口頭で御説明いただいた中で信号機を設置する予定と、横浜市が設置するというふうに先ほどおっしゃっていたと思います。交差点 12 と 10 に設置する計画ですということは、初めて出てきた情報のような気がいたします。それはどういう効果を生むことになるのでしょうか、ここに信号機を設置すると。その情報は、田中伸治委員にはまだ伝わっていない状況ですか。

【事務局】 伝えております。

【奥会長】 そこは、田中伸治委員は理解されていると。

【事務局】 はい。そこもお伝えした上で、御理解いただいております。

【奥会長】 そうですか。もう少しその信号機を設置するとどうなるというところと、なぜ設置するのかというその理由も今ここで御説明いただけますか。

【事業者】 すみません。本日の御説明は博覧会に関わることなのですが、実際に周辺道路の整備をするのは、土地区画整理事業であったり、あるいは道路改良の事業であったりということで、事業主体が横浜市ということになります。そういった調整の中でですね、ここに信号機が付く方向で調整しているというお話で、そういうことであれば我々はその信号機を使ってより安全に交通を処理していくことを考えているということになります。前提が変わってくれば、それも変えなければいけないのですが、やはりその辺は道路管理者であったり、交通管理者の意向、それから現状の分析なども含めて指導みたいなものがあるというふうに考えていまして、それを鑑みながら我々としては輸送計画の方をより安全にスムーズにやれるように調整していきたいということでございます。

【奥会長】 それでは、信号機が2箇所を設置されるということを前提に評価をしていくと、準備書の中身もそれが前提の内容になってくるという理解でよろしいですか。

【事業者】 はい、ありがとうございます。我々もまだこの段階です、駐車場がここだということも明確にお示しできてない中で、これでやりますという形にはならないのですが、この調整で進めていますので、そうなった場合には今お示した方向で、我々は中の動線などについても調整していくというふうに考えております。ただ、その辺はいろいろな観点で御指導があると思いますので、そういったところも踏まえながら、準備書には反映していくというふうに御理解いただければと思います。

- 【奥会長】 はい、分かりました。それでは、補足資料 11 と 12 についてはよろしいでしょうか。よろしければ（補足資料）10 について、横田委員いかがですか。
- 【横田委員】 はい。調査地点の設定をしていただきましてありがとうございます。地図上では適切な地点に見えますけれども、まずこの地点が、B 区域におけるどのような地点設定の根拠を持たれているかということをお伺いしたいと思います。
- 【奥会長】 はい、御回答をお願いします。
- 【事業者】 はい、ありがとうございます。この地点の設定についてなのですが、我々としては相沢川の流域について、景観上どのような形になっていくのかといった観点で選定しております。やはり中に人が入れないようなところのポイントを取ったり、あるいは相沢川流域が見渡せないようなポイントを取るということはできないということで、ちょうどですね、地点 31 と 32 の間は米軍に接收されていた困障区域といって、人の立ち入りが制限されている区域がありまして、そちらのポイントにはしないで、そこに公道認定されている部分がありますので、地点 34 というポイントは、我々としてはですね、立ち入りができて、しかも周りが見えるところというそういう観点で選定しているところです。
- 【横田委員】 はい、承知しました。よろしいかと思えます。
もう一つは A 区域、B 区域を外された際に、この景観だけではないと思いますけれども、こういった調査地点における調査の結果というのは、準備書の中で引き続きお示しいただくということでよろしいのかということを確認させてください。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【事業者】 データは、過年度に土地区画整理事業や公園整備事業等でやったデータを活用する部分が多いとは思いますが、それを基にですね、土地区画整理事業でどのような整備をされたのかということと、その土地区画整理事業の整備が終わった後に、博覧会としてどういった整備をするのかというところが我々のお示しする調査、予測、評価のポイントだと思っておりますので、そういった形で整理していこうというふうに考えております。
- 【横田委員】 これらの調査地点が残るということで、理解してよろしいですか。
- 【事業者】 すみません。横田委員がおっしゃった「残る」という意味が、ちょっと理解できないのですけれども。
- 【横田委員】 調査地点における調査結果というものが、A、B 区域が外れたときに、この地点 31、34 というのは対象事業実施区域外になりますけれども、周辺の影響として捉えることはできると思うのです。ですので、残していただきたいと思うのですけれども、そういった地点と結果は残していただくという理解でよろしいですかということです。
- 【事業者】 ありがとうございます。これは事務局とよく調整だと思うのですが、通常対象事業実施区域から外れたところは、図書には載せないということになるのかなと思いますけれども、このような形で私どもが方法書でお示ししている以上はですね、そのデータに関しては何らかの形で、例えば資料編であるのか、あるいは本編の中の 6 章の中に盛り込むかどうか、そういった記載の仕方については事務局の方と調整して、記載

方法については検討したいというか、我々は載せる方向で考えていますので、御理解いただければと思います。

【横田委員】 はい。地点 19、20 など周辺における景観影響だと思っので、周辺からの見え方という観点で、是非同列で残していただくことを検討いただければと思います。コメントになります。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。全体通じてでも構いませんが、よろしいですか。はい、横田委員。

【横田委員】 すみません。今の件に加えてもう一つ、全体的な話でよろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【横田委員】 公園整備事業との兼ね合いについてお伺いしたいです。公園整備事業の方でかなり各論的に植栽の配置であるとか、ゾーンですね、そういった予測の議論がなされているのですけれども、今後の植栽計画というのは、そういった公園整備事業の準備書も踏まえて御検討をいただくことが必要になってきているのかなというふうに感じております。そのあたりのお考えを少しお伺いしたいなと思いました。

【奥会長】 いかがでしょうか、事業者の方。

【事業者】 ありがとうございます。植栽に関しても、当然公園整備事業と連携しながら、調整しながら、齟齬のないように検討していきたいというふうに思っております。ただ博覧会の性質上ですね、半年間のイベントで、その後は大半の物は撤去し、公園整備事業の整備の方に移っていくというそういう事業の性質上、その辺も加味しながらという形になると思います。また博覧会は御存知のとおり、いろいろな国やそれから企業といったところに、これから出展を要請して御参加いただいて、整備していくという部分がありますので、どうしてもなかなか決まりきれないような部分というのも博覧会の性質上あります。その辺が、今我々が提示している環境影響評価項目をお示しする上で、それが分からないから見せないというわけではなくて、分かる中で、あるいは最大限の影響という形ですね、お見せする部分があるといったところも御理解いただければと思います。我々は、そういう形でまとめようというふうに思っております。

【横田委員】 はい。公園整備事業の方で、特に樹木と園芸植栽ですね、博覧会由来で残るガーデン的な園芸植栽の範囲というものが議論の対象になってきているのですけれども、そちらで出てきている影響の懸案事項というものを、きちんと博覧会においても整合性のとれるように御検討いただきたいというふうに思っております。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがですか。

【事業者】 事業者の方で、今の横田委員からの御意見に対して、そういった御意見をいただきましたので、より一層公園整備事業との連携をしっかりとっていきたいと思っます。とはいえ、半年でなくさなければいけない、更地にして返さなければいけない、お借りしている立場なので、どこまでできるかというのは横浜市との調整になりますけれども、せっかくいただいた御意見をしっかりと受け止めてですね、引き続き調整させていただきたいと思っます。ありがとうございます。

【横田委員】 良い環境は是非残して、活用していただくことは大変重要なことです

ので、客観的にどのような環境が引き継がれるのかということを中心なり、面積なり、分かるような形で是非整合をとってお示しいただければと思います。よろしくお願いたします。

【奥会長】 大変重要な御指摘だと思いますので、是非御検討いただければと思います。

【事業者】 ありがとうございます。どこまでできるかというのは、どうしても博覧会の性質上、難しいところもあるのですが、いただいたお言葉は真摯に受け止めてしっかり検討させていただければと思っています。

【奥会長】 はい、よろしくお願いたします。他はいかがでしょうか。挙手をされている方はいらっしゃらないようですので、よろしければ、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出お願いたします。

【事業者】 ありがとうございました。
(事業者退室)

エ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願したいと思いますが、いかがでしょうか。

【中西委員】 ちょっとコメントだけよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ中西委員。

【中西委員】 はい。かなり議論になっていました駐車場の回転率の話なのですが、あまりこの審査会の対象ではないような気がしたので黙っていたのですが、基本的に何というか、回転率を上げる工夫というのは、本当は運営の手段で取るというのかなり重要なことかなとは思っています。ただそれをどうリクエストしていくのか、ちょっと分からないというところがありまして、事務局がですね、今後そういったことが必要だということで、運営のことで話が進んだときに伝えていただければというふうには思っております。例えばイベントの時間をずらして来場時間をずらすとか、そういったことをした上で、厳しめの回転率で評価するというのも本当は必要かなと思っています。ただ中身のことはまだこれからだろうと思いましたので、あくまでコメントとして、ここで述べさせていただきます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがですか。

それでは事務局に確認いたしますけれども、今後、事業者の方に補足説明を求める事項は、本日の審議を踏まえてありますでしょうか。

【事務局】 はい、事務局でございます。現時点で事業者から補足説明が必要な事項については、事業者は全て説明してございます。次回、よろしければ事務局の方にて答申案を作成したいと思いますので、答申案の方向性について御審議いただければと思います。

【奥会長】 事務局から確認いただきましたけれども、補足説明を求める事項はないということで、答申案の審議に移っていくということでよろしいでしょうか。

それでは、答申案の方向性について御意見いただければと考えております。事業者からは、実際に駐車場として使うのは一部分であると、A、B区域は含めない方向ということでもありますけれども、現段階では

可能性のある最大のエリアを対象として、つまりA、B区域も含めたエリアを対象として、環境影響評価項目の選定や調査、予測方法について説明があり、審査会としてもゾーニングの説明を受けたものの、使う可能性のある全エリアを対象として、調査、予測をしていただいて、準備書の段階に進んでいくということで、委員の皆様から御審議をいただいたところです。今後、審議で御説明いただいた内容で調査、予測を行うということですが、事業者から説明があった環境影響評価項目及び調査、予測手法は妥当であるということで、次の段階に進んでいいということでもよろしいでしょうか。つまり再度、方法書の手続きを行う必要はないという結論でもよろしいでしょうか。何か意見がある方がいらっしゃれば、挙手をしていただくか、意思表示をしていただければと思います。はい、酒井委員どうぞ。

【酒井委員】 前のことなので記憶があまり定かではないのですが、土地区画整理事業の方で、C区域というのは何というか、現在の農地を生かした形で、つまり生物多様性の観点でいえば、その農地の生態系の維持が担保されているエリアを含めていた気がするのですが、私の理解が違いますか。駐車場にすると全くの改変で、その土地の利用形態が全く違うので、その辺の整合性が取れているのかどうかという確認はどこかでされていきましたか。

【奥会長】 では、事務局の方で整理をお願いいたします。

【事務局】 はい、事務局から御説明いたします。補足資料の5ページを御覧ください。A、B、C、D区域の更に外側のグレーの破線で囲われている区域が土地区画整理事業になります。今、酒井委員がおっしゃった農業振興地区でございますが、C区域の左側の道路、環状4号線の更に左側の区域が農業振興地区となります。A、B、C、D区域に関しては、観光・賑わい地区としているところになります。分かりづらいですけど、そうなっています。

【酒井委員】 分かりました。逆にそうすると、現在のところから表土も完全になくなるような形で、全く違う商業地区になるわけですね。つまり、C区域だけではなくA、B区域に広がっても、生物多様性に影響はどうなのかという話は議論しなくてもいいというか、その後の利用を見込んで、土地区画整理事業をやった段階でたぶん全く変わるので、その上に駐車場を一時的に造るとか造らないというのも議論の対象にはならないというふうに認識していいですかね。C区域についても、そうだと思うんですけど。

【奥会長】 議論の対象にならないというか、今の時点ではA、B、C、D区域まで、博覧会は区域を広げる修正届出書を出してきているわけですので。

【酒井委員】 はい、そうです。その修正に伴う環境影響評価のあり方の変更が妥当かどうかという議論を今しているわけですが、今回もはや論点にもなっていないので今更なのですが、例えば生物多様性への影響、それはあんまり関係ないですよ、関係ないことが確認できればいいわけですよ。土地区画整理事業のところのアセスでそこは議論するところであって、ここはもうまっさらにして、その後コンクリートで覆うような利用の仕方をする前提で整地するようなエリアで、A、B、C、D区域のところ、例えば現状の草地なり、農地を残して保全措置をするという

ような、そういう議論はないはずなのですよ。それが無いということ
を前提に、駐車場を、それらの事業に先行して造るか造らないかという
話だと含みおいて考えればいいということですよ。

【奥会長】 修正届出書添付資料に、生物多様性に係る調査手法等が示されていま
すので、当然土地区画整理事業の調査結果も活用してということもあろ
うかと思えますけれども、この修正届出書添付資料に示されている調
査、予測、評価の手法で良いとするかどうかという判断を、今の時点
ではしていただきたいということです。改めて方法書手続きをやり直す必
要があるかどうかということ、今の時点で判断していただく必要があ
ります。

【酒井委員】 あまり過剰なことを要求するのめどうかと思うので、土地区画整理事
業の方で既に大幅に改変されたところに更に上乘せして、その影響がど
うなのかというのは、現状では推測の上に推測を重ねるような話にもな
ってしまうので、そこに積極的な意味がどれくらいあるのかというところ
も踏まえて、要求するところは要求した方がいいと思います。私の理
解のために質問していて、どうするという現実的なことは言えなくて申
し訳ありませんが、ありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫でしょうか、方法書手続きをやり直す必要はないということ
で。

【酒井委員】 はい。生物多様性の観点からいえば、私の意見はそうです。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方もよろしいでしょうか。それで
は、事務局は答申案の作成に進んでいただければと思います。また、審
議の中で指摘が出た事項については、審査会として意見を述べるという
ことになりますので、指摘事項を精査していただいて、答申の結論とし
て方法書の手続きを行う必要はないという判断にはなるのですけれど
も、委員の皆様から出された御意見については、特に交通、それから景
観ですとか、かなりやりとりがありましたので、附帯意見という形で、
答申案の準備を事務局にはお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。承知いたしました。今までの御指摘を踏まえ、
附帯意見を挙げさせていただきますと、まずは、駐車場の位置、規模、
性状を明らかにすること。駐車場に関しましては、横田委員がお話され
た緑化について検討すること。また駐車場の配置ですとか、性状を踏ま
えて生物多様性の予測、評価すること。それと田中修三委員の方から、
相沢川、大門川の河川の流量への影響についても予測、評価すること。
横田委員の方から、景観の調査地点を追加すること。交通に関しては多
くの御意見が出ましたが、本日議論いただきました駐車台数につきまし
ては、過去の事例等を参考に適切に設定して、その根拠といいますか、
考え方について示すこと。それと田中伸治委員の方からございましたけ
れども、車種別の駐車場の配置とか、動線、それと駐車場の出入口を明
確にして予測、評価すること。運用方法に関しましては、駐車場予約の
時間帯の指定とか、パークアンドライドへの誘導策など、交通混雑を回
避するような駐車場の運用方法について検討することといった形で、附
帯意見を作成したいと考えてございます。それでよろしいでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。駐車場の位置に、パークアンドライドの位置も含
めていただかないと。

- 【事務局】 はい、分かりました。そのようにいたします。
- 【奥会長】 他はいかがですか。確認していただきましたけれども、漏れはありませんか。
- 【事務局】 あと駐車場の台数に関しては、回転率の考え方というところも踏まえてということになります。
- 【奥会長】 よろしければ、今確認していただいた事項を附帯意見という形で答申案を準備していただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。
- ありがとうございます。では、そのように事務局の方で準備いただくようお願いいたします。
- 【事務局】 はい、承知いたしました。
- 【奥会長】 それから本日、田中伸治委員が御欠席でしたので、交通に関しては改めて田中伸治委員に質疑の内容等も御確認いただいて、その上で答申案を作成していただくようお願いいたします。本件に関する審議はこれで終了といたします。

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料、準備書説明会の開催状況について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、横田委員お願いいたします。

【横田委員】 はい。前回の指摘させていただいた事項にそれぞれ御回答いただきましてありがとうございました。一つずつ御確認をお願いしたいと思っております。

最初の(補足資料)22番ですね。眺望景観の質的な変化と景観資源に関してです。まず一つの前提としてお伺いしたいのが図22-1です。予測地点、景観区という図面の植栽配置ですね。これが前提になっているかと思うのですが、園芸博の基本計画における図柄と整合が取れていない部分があるかと思うのです。例えばこの21の地点ですね。保全措置の西側の地点の境界部分というのは、園芸博では桜並木のイメージになっています。それから1番の地点ですね。外周からの景観の地点に関しては、園芸博では疎林のイメージになっていますけれど、こちらのイメージだとかなり密な樹林に見えます。そういった景観の骨格を作る樹木の配置ですとか種類に関する園芸博との関係性が、まだリンクしていない部分があるのではないかと見て取れたのです。それに関して、やはりこちらが先行して進んでいますので、こちらを前提に考えてよろしいかということをお伺いしたいと思います。

【奥会長】 はい。まず、今の点いかがでしょうか。

【事業者】 はい。基本的には今、公園計画と園芸博計画とは調整を進めている途中という状況ではありますが、一応園芸博との調整の中では、公園と園芸博計画が重なる部分については公園事業の方で整備をし、重ならない部分については仮設で園芸博の方で対応するという形を想定しております。

す。公園の計画につきましては、園芸博後の二次整備も含めてこの形を作っていききたいというふうに考えているところでございます。

【横田委員】 分かりました。そうしますと園芸博というのは草本群落主体、園芸の植栽環境主体ということで考えますと、樹木はこちらを前提に考えるということで理解いたしました。

その上で質問をさせていただきたいと思います。今回の景観の変化に関する分析は、客観的にお示しいただいているものだというふうに認識しています。その中で重要な文言がいくつかあるかと思えます。まずは、例えば（補足資料）7 ページ、8 ページですね。（図）22-6 とか 22-7、その後も続きますけれども、最後に「緑の連続性は確保され、周辺環境と調和するものと予測します」ということですね。この「周辺環境と調和する」ということは、「連続性」とは質的な観点加わる点で違うと思えます。連続性はあくまで見通しですとか、囲まれ感というようなところに大きな影響も及ぼすのに対して、やはり調和というのは質的な転換をきちんと踏まえる必要があるかと思うのです。こういった草地主体の環境が樹林とか並木というような環境が変わるときに、周辺環境と調和するというのは、どのように調和するかということを実質的にやっぱり述べるのが大事ではないかなというふうに思えます。そういったものは、供用時の中のそれぞれの要素には少し表現がされているのかもしれませんが、どのような景観を目指してこういった樹木の配置を目指されて検討されているのかですね。それが調和という根拠として分かるように示し、文言を検討いただきたいなというふうに思いました。

【奥会長】 はい、今の点いかがですか。

【事業者】 はい、検討の方をさせていただきたいと思います。

【奥会長】 御検討いただいて、また次回以降お示しいただくということで。はい、どうぞ。

【横田委員】 （補足資料）23 番の方ですね。圍繞景観ですけども、こちらも土地区画整理（事業）との区分をかなり客観的にお示しいただいたというふうに思えます。こちらに「現況から」という表現があるのですけれども、現況というものが土地区画整理（事業）における実施前を指しているのか、土地区画整理（事業）の後を示しているのかというのが、何となく土地区画整理事業と一緒に影響を示しますと分かりにくくなっているように思えます。それに関して、現況というのは土地区画整理（事業）の前ということでどこかに明示をされていますでしょうかというのが次の質問です。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者】 「現況」が、何をもちいて現況としているのかという定義の方を追記させていただければと思います。

【横田委員】 はい、お願いいたします。（地点 18 について）括弧の中を示されていることなのか、括弧の外を示されている言葉なのか、現況ということでちゃんと理解できるようにしていただきたいなというふうに思いました。

あと（補足資料）24 番に関してです。先ほどの意見書の中でも非常に重要な点を述べられていて、ガーデン 3、4 が人為的な活用のエリアが

多くなると静的な環境はやはり減ってしまうのではないかと、そういった御懸念が多かったり、そもそもこのエリア自体の草地が資源として重要だという、貴重な意見書の御意見があったかと思います。

ガーデン3、4なのですけれども、まず(補足資料)29ページの図24-3で考えた方がよろしいのかなと思うのですけれども、こちらに「園芸博時の草地等を継承し」とあります。こちらで継承する草地のイメージというのは、どのようなイメージでいらっしゃるのでしょうか。

【奥会長】 はい、お答えをお願いいたします。

【事業者】 こちら青色で示している枠の中で、その検討の方を進めたいなと思っております。園芸博の方につきましては、やはり今このエリアの中でも、今後出展等の計画もされる中では、将来公園のまま使うような形ではない場所だとは認識しています。ただその中でもですね、草地を残していく場所を、これから検討の中で作っていくというような話は園芸博協会ともさせていただいています。この青枠の中の全部ではないですけれども、園芸博時にも草地環境が一部残っていく場所があること、その部分については公園時にも引き継ぎながら、その場所を広げて今のこの図に示すような環境を作っていくというような流れを考えている状況がございます。

【横田委員】 そうしますと、青いサークルの中は園芸博においても活用せずに残す草地を、公園においても元々の草地のまま残すことを優先するという理解でよろしいのですか。

【事業者】 もう一度お願いできますでしょうか。申し訳ございません。

【横田委員】 青いサークルの中の草地というものは、園芸博において元々の草地をできるだけ保全することを優先して残した草地を、公園においてもさらに残していくという、いわゆる現況ですよね、現況をそのまま保全することを優先するエリアというふうに理解してよろしいのですか。

【事業者】 園芸博において、我々の一次整備の状況の中である程度現況を残していく部分もあると思っております。その中で園芸博が開催時にも、その草地がそのまま残る部分が一部なりとはあるかもしれません。そこについては、園芸博協会の方が具体的にここを残すというところまではまだ決めてはいないかと思っておりますが、そういう場所があるのであれば、その部分は公園時にも引き継いでですね、現況の広場になる部分でございますので、そのまま残して、さらにそれを広げていくようなことは、公園としてはやっていくことも十分ありうると考えております。

【横田委員】 エリアが定まらないのは致し方ないにしても、ここで継承する草地というのはどういう草地をイメージされているのかというのは、もう少し具体的に教えていただきたいのです。例えば、園芸博で創出した花壇というのも草地ですよね。ガーデン3、4の周辺などは、ガーデンという区分がなされている範囲がありますね。この青い丸の中はガーデンなのですか、それとも元々の草地保全のエリアなのですか。

【事業者】 ガーデンは、我々としては草地とは完全に区別しておりますので、ガーデンが残ることを草地と呼んでいるわけではございません。

【横田委員】 では、どういう草地ですか、そういうときの草地とは。周りにも草地がたくさんあると思うのですけれども、この園芸博で残す草地というの

はどういう草地进行イメージされていますか。

【事業者】 すみません。具体的に園芸博の方がこの草地環境をどう作っていくかについては、園芸博協会ともまだ調整中のところですので、園芸博協会の方と調整させていただいて、次回以降に提示させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。これ最終局面だと思うのですよね。先行する準備書の中で、影響として予測結果を残さないといけませんので。やはりそれを踏まえて園芸博の方も検討いただくことが重要かと思うので、この草地がどういう質的な草地なのかをきちんとしていただきたいなというのが私の意見です。

特に、ガーデン3、4の周りが、非常にそこが曖昧であるというふう
に認識をしております。その前のページの図 24-2 の緑化計画ですね。以前も申し上げましたけれども、元々、畑地雑草群落由来のチガヤとかがあって、そういった高茎草地を基本的に残すこともお示しいただいているのですけれども、どのようにそういった元々の草地をこの新しく作る水辺ですとか、それから園芸博由来で残される草地、あるいは作られる草地を切り分けたり、あるいは一体的に保全していけるのかということが大事です。その時にやはり、元々の草地がどれだけ残るのかということが、今ひとつクリアになっていないと思うのですよね。

そこが分からないと、どうしても生態系としてですね、エコトーンのような環境がどれぐらい残るのかも分からないですし、表土の話もなかなか具体的に検討しにくいのかなと思っています。ですので、元々の草地を残すエリアをきちんと検討するべきではないかと考えています。園芸博が固まらない以上、元々の草地を残すエリアをきちんと決めた上で、園芸博と一緒に残していくということをやっ
ていかないと、この青いエリアも、やはりガーデンになってしまうのではないかと、結果的にガーデンになってしまうのではないかとというのが私のイメージです。

そうすると、この最後の生態系ネットワークに関しては、絵がないというのが私はすごく気になっています。きちんと保全すべき草地のゾーンというのを、コアエリアが水辺のエコトーンであれば、水辺のエコトーンから連続する二次草地ですね、そういったものをきちんとサブコアエリアとして設定したり、林縁の草地をサブコアエリアとして設定するということを図として示していただかないと、コンセプトとしての生態系保全が見えてこないように思います。そこはすごく気になっているところでして、書かれていることはよろしい部分が多々あるのですし、「ネットワーク化し」という言葉はよろしいのですけれども、それがどのような質的な環境で担保されているのかというところは非常に見えな
いというのが考えているところです。

是非もう少しクリアにさせていただきたいなというふうに思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。御回答ございますか、事業者の方から。

【事業者】 はい、本日いただいた御意見を含めまして、また引き続き補足資料の方を作らせて、御説明させていただければと思います。

【横田委員】 お願いします。桜の件も先ほど（指摘事項一覧で）次回以降と書いてあったように思いますけれども、併せて教えていただきたいなと。ガー

デン3、4のところは桜広場になっていくのではないですかという話は意見書の中にもありました。やはり、これを前提に考えるのであれば、きちんと議論しなければいけないところではないかなと思いますので、それも含めてお願いしたいと思います。

【奥会長】 はい。横田委員、他にございますか。

【横田委員】 以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは事業者の方は、今、多々いただきました御指摘を踏まえて、より具体的にイメージできるような表現ですとか図も含めて御準備いただくということをお願いしたいと思います。

藤井委員、お願いいたします。

【藤井委員】 はい、よろしく申し上げます。今、横田委員との話にも少し関わるかもしれないのですが、(補足資料)24番のところ、草地とは少し離れるかもしれないのですが、御質問をさせていただきます。資料の内容が少し気になったので。

まず1点目。上から2行目から始まっている「ムクノキエノキ群落、スギーヒノキ群落は保全することから、樹林地に生息する生物の生息・生育環境は引き続き維持できるものと考えます」というところが気になっています。基本的にこの2つの群落を守ったことで多様な動物、植物の生息環境が維持できるかといったらそうではないですよ。それぞれの植物群落に合わせていろいろな動植物が依存しているので、この2つを守ったから「生物の生息・生育環境は引き続き維持できるものと考えます」というのは、これは訂正された方がいいかなと思いました。これは文章の話です。

次が(1)以降に書いてある話です。いろいろな種名を挙げられていますよね。トノサマバッタとかショウリョウバッタモドキとか、鳥に関しては分かるのですが、特定のこの種が挙げられている環境が何なのかという部分が見えないです。例えば、トノサマバッタがいる環境というのがすごく特徴的で、それが目指す環境だからそういうものを残したいとか作りたい、ショウリョウバッタモドキもそうですけども、そういうことなのか。ただ単に、調査の中で出てきたのを適当にピックアップして1つ上げているというものなのか。もしそれが希少な生物ということであれば、例えば絶滅危惧種に指定されているトノサマバッタも生息できるようなという書き方になると思うのですが、そういうものが全くなく突然に種名が出てきて、そういうものがある環境と出てくるのでイメージが全くできない。どういう草地の話をしているのかがイメージできないということが1点あります。種名をどういう意味合いで使っているのかを教えてくださいたいのが1点です。

もう1点、(補足資料)26ページの②のガーデン3、4のところなのですが、風土に馴染む植物をベースに海外から持ってきて、西洋品種とか宿根草類等を植えると書いてあります。これは、外来種的なものをわざわざ持ってきて植えるということなのでしょう。園芸博の方では種を絶対残さないみたいな話で、必ず展示したものは戻す、絶対広げませんみたいなことをかなり強く言われていたのですが、公園ではこういう外来性のものを持ってきて植えて、維持するということをす

るのかどうか。その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

最後に（補足資料）30 ページです。草地から離れてしまうのですけれども、新たなサブコアエリアの話の以降ですね。そこに「緑地を継承できるよう、園芸博と調整します」ということが書いてあります。草地の話ではないのですけれど、（ガーデン）3、4にいろいろ水辺環境や池とか作ると思うのですけれど、これは継承されるものなのかどうかを確認させてください。先ほどの外来品種を持ってきて植えるものを継承するのかという話もあるし、逆に水辺環境という一旦作ったものをまた壊すのかという話もあるので、継承されるのかどうか。まだ決まっていないのか、水辺環境、池の環境についてはもう継承することが決まっていますというものなのか、それもまだ交渉中なのか。その辺を確認させていただければと思います。以上になります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今4点の御意見、御質問がございました。順番に回答をお願いしたいと思います。

【事業者】 順番を前後してしまいますが、まず、最初にありました（補足資料）25 ページの方の記載につきましては、少し修正の方を検討させていただければというふうに考えております。

続きまして、最後にありました水辺環境を継承するのかにつきましては、水辺環境につきましては継承していきたいというふうに考えております。（土地）区画整理事業の方で環境保全措置をとりまして、それを園芸博時、公園時ともに継承していくという考え方でございます。

この（補足資料）24 番に記載している種ですね。こちらについては当該地域で確認されている注目すべき種に加えて、生態系の方を準備書で整理しておりますが、生態系の観点から典型的な種でありますとか、あとは上位性の種、そういった観点から記載しているところでございます。

ガーデン3、4の部分のガーデン4のところですね。外来種のようなものをあえて入れるかどうかということところです。横浜の園芸文化的なところで、横浜は玄関口として、植物の輸出入が結構盛んに行われていたこと。また、いろいろ海外の緑化手法というものも多様なものもございまして、このガーデン4の中には、海外の品種を積極的に入れるということではないのですが、一部そういう西洋的なものも入れることは十分見込まれるということが今言えることです。あとは緑化の手法ですね。花壇の作り方ということでも、いろいろな手法がありまして、海外で行われているようなものも取り入れながら作っていきたいということところです。具体的な品種ですとか、そういったところまで今挙げるまでには至っていないのですが、そういう考えを持っているということでございます。

【奥会長】 はい、藤井委員いかがでしょうか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。4つのうち2点だけ、もう少し補足させてください。種名についてはありがとうございます。他で出している注目種的なものをここで挙げているということなので、了解いたしました。ただ、こうやって書くときに、やはりそういう部分も補足して書いてほしいなと思います。単純にどういうものなのか、何を目指しているかが全く見えないので、その部分を示すようにしていただければと思

ます。

海外から持ってくる植物という部分については私も専門外なので、他の委員の方に、それは問題ないですよということであればそれでいいのですけれど、コメントをいただければと思います。以上になります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今、藤井委員からありました最後の点はいかがでしょう。酒井委員、何かコメントいただければと思います。

【酒井委員】 はい、ちゃんと管理されていけば問題ないのではないかと思います。目的ですね。このエリアは、この土地の古くからある二次的な生態系を維持するためのエリアではなくて、都市域なので必ずしも保全が優先されるとは限らないでよろしいかと思います。きちんと目的があって管理されていけばです。

もう少し広い視点から見れば、未来の都市域における緑環境というのをずっと市民の主体的な活動で維持する上でも、庭の作り方などに対する積極的な提案というのできる場というのは、市民から見てもよろしいのではないかとこのように思います。緑環境の維持という面からも積極的に評価できるのではないかと思います。以上です。

【奥会長】 はい、西洋品種については適切な管理がなされていけば問題ないということですが、藤井委員いかがですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。そういうことであれば、私も専門外なので、気になった点だったので納得しました。ありがとうございます。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 はい。ガーデン4に関してこのゾーニングを見るとですね、そのHWL（ハイウォーターレベル）の周りがガーデンというふうに配置されていて、高い側に従来の草地を置いて、低い水辺側にガーデンという位置づけをされていますよね。こういったガーデンに水が入るような環境で、ガーデンを作る中に安易に海外由来の園芸品種を入れていいのかというのは、やはり慎重に検討する必要があるのではないかなというふうに思います。当然下流への影響とかを検討をした上で、ゾーンをきちんとコントロールできることが前提じゃないかなというふうに私は思います。

【奥会長】 今の御指摘に対して、事業者の方から御回答ございますか。

【事業者】 図24-2のところ、右の方にガーデン4のところ、HWL以上の範囲というふうに示しているところございますが、基本的にはですね、HWL以上のところについてガーデンといわれる植栽をすることを想定しております。HWL以下のところは、今御指摘あったようなことも踏まえて、なるべく既存のものを生かすという考えが重要かなというふうに考えております。レベル以上と以下というところで使い分けをもちろん御指摘の通り考えているところでございます。

【横田委員】 HWLはあくまで水面の位置であって、これ調整池ですので、水は流下するのですよね。集水されるわけですね。そうするとHWLの周りの水は全部HWLの中の水域に入ることを前提として扱われるべきだと思うのですね。ですので、ガーデンは集水域であるということをごきちんと認識する必要があると思うのですよ。そう考えると、やはりコントロールすべき植栽というのは、もう少しこういうグリーンの範囲に配置され

るべきではないのかなというふうに私は思います。先ほど聞いたのはそこで、結局そこがガーデンになってしまうのではないですかという話です。

【奥会長】 草地がですね。はい、そこをしっかりとお考えいただいて、事業者の方は、また整理した結果を次回以降にお示しいただくということでお願いしたいと思います。

【事業者】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 はい、他はいかがですか。よろしいでしょうか。

予定しております 11 時半がもうそろそろ迫っております。一応会場は 12 時まで確保できているというふうには聞いておりますが、よろしければ本日の事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございました。
(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは審議に入りますけれども、追加の御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。では特に御意見等ないようでしたら、本件に関する調査審議はこれで終了といたします。本件は次回も審議を継続していきますので、また今後も御意見等を出していただければと思います。

では、本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

- 資 料
- ・ 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書に関する補足資料 事業者資料
 - ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
 - ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する準備書意見見解書 事業者資料